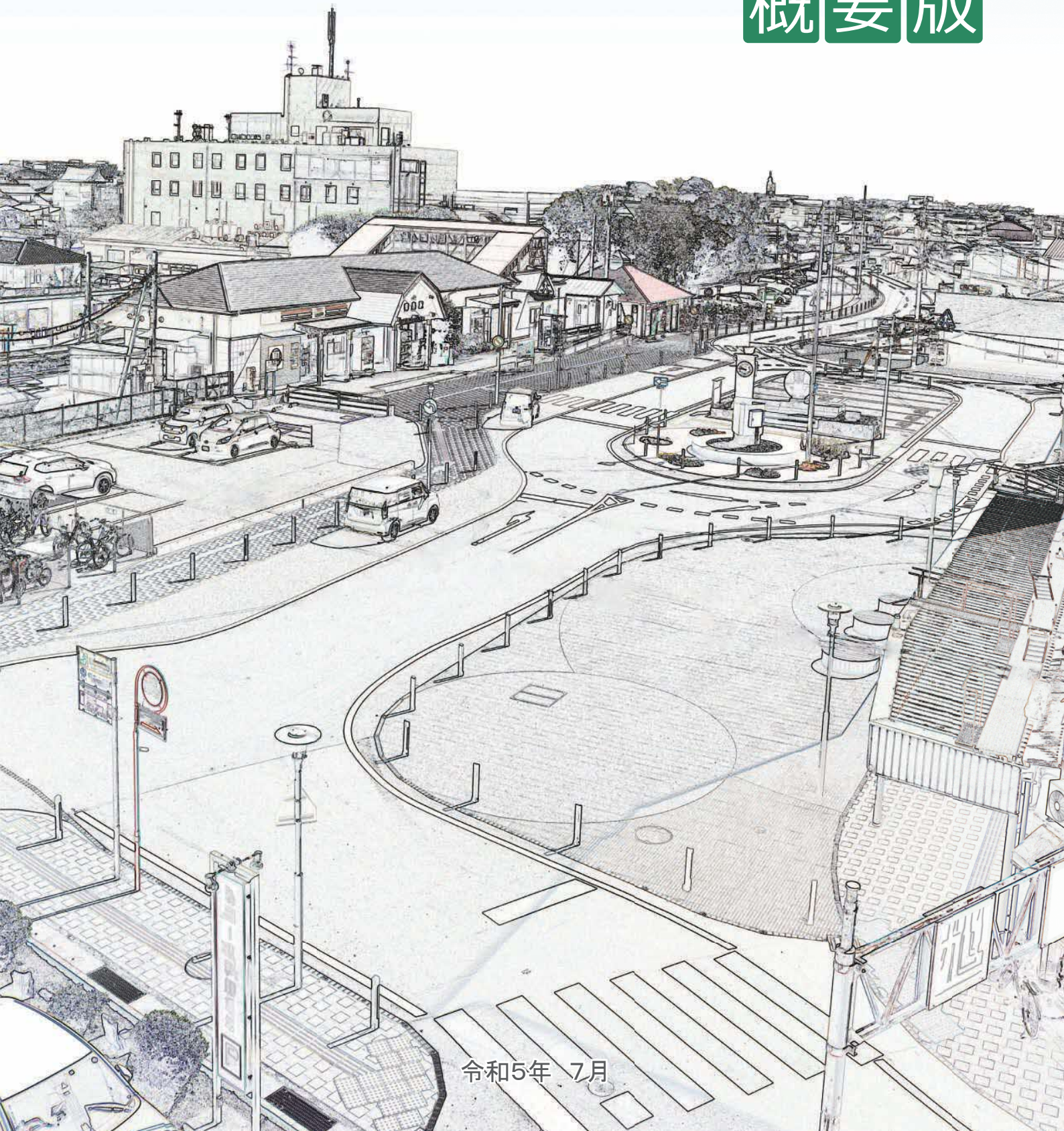


吉野川市

都市計画マスタープラン

概要版



令和5年 7月

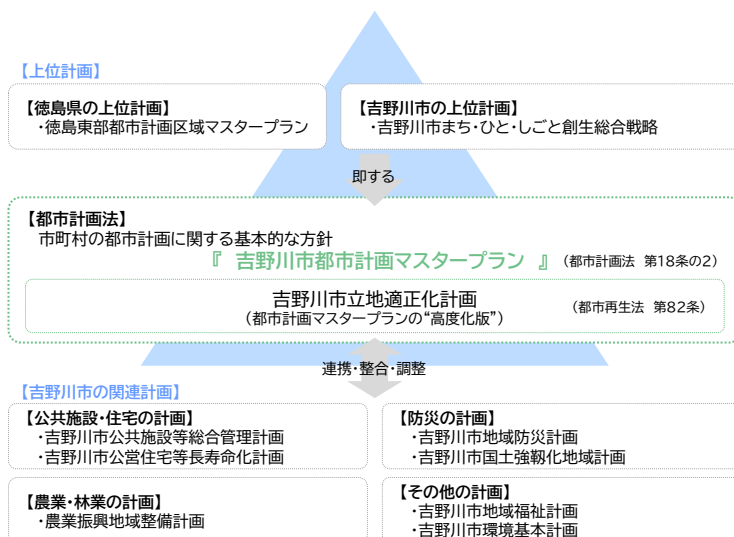
## 計画改定の趣旨

平成25(2013)年に策定した「吉野川市都市計画マスタープラン」の中間目標年度となる令和5(2023)年を迎えるとともに、吉野川市立地適正化計画の策定(令和5(2023)年4月)が行われたことから、社会情勢の変化等を踏まえた見直しを行い、新たな「吉野川市都市計画マスタープラン」(以下、「本計画」という。)を策定するものです。

## 吉野川市都市計画マスタープランの位置づけ

本計画は、市や徳島県の上位計画に即して、本市の都市計画に関する基本的な方針を定めるものであり、都市計画行政の指針となるものです。

なお、「吉野川市立地適正化計画」(令和5(2023)年4月)は、都市計画マスタープランに示すコンパクトなまちづくりに向けた方針に基づき、都市計画区域内の都市機能や居住の誘導等の実現をめざす計画として策定したものです。



## 計画の期間

本計画は、令和5(2023)年度を基準年度とし、令和25(2043)年度を目標年度とします。また、中間目標年度を10年後の令和15(2033)年度とし、計画の進捗状況等を踏まえて、必要に応じて見直しを行うこととします。

なお、中間年度以前においても、他の上位・関連計画の動向や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。



## 計画の構成

本計画は、本市の特性や課題を踏まえ、「全体構想」と「地域別構想」にて、まちづくりの将来像や整備方針を示します。

全体構想では、市全体の将来都市構造や土地利用、都市整備の方針等を示し、地域別構想では、地域の特性を活かした、より詳細なまちづくりの方向性や整備方針等を示します。

- 序章 **はじめに**
- 第1章 **吉野川市の特性と課題**
- 第2章 **全体構想(まちづくりの理念と目標)**
- 第3章 **全体構想(まちづくりの基本方針)**
- 第4章 **地域別構想**
- 第5章 **まちづくりの推進方策**



## まちづくりの基本理念

全国的な人口減少局面を迎えるなかで、吉野川や高越山等の豊かな自然環境、鴨島地域を中心とした都市機能の集積、一般国道192号やJR徳島線による県都徳島市や高速交通網へのアクセス利便性等の本市の“強み”を活かし、存在感を発揮するまちづくりに取り組みます。

そのようななかで、尽きることのない吉野川の水の流れとともに、活力やにぎわいのあるまちのなかで、人々が躍動する持続可能なまちをめざして、まちづくりの基本理念を以下のように掲げます。



ひと・まち・かわの息吹を感じるまちづくり  
～夢・未来が広がる「生活舞台 吉野川」の創造～

## まちづくりの基本目標

まちづくりに示した基本理念やめざすまちのイメージを踏まえ、本計画におけるまちづくりの基本目標を、以下のように定めます。

### 基本目標

1

#### 豊かな自然と田園、生活の場が調和する快適なまちづくり

吉野川や高越山等の優れた自然に囲まれる本市の特性を活かしつつ、豊かな農業生産の場の保全、商工業・サービス業等の産業集積、良好な生活基盤の整備を促し、本市全体として、自然・田園・生活の場として調和のとれたまちづくりをめざします。

### 基本目標

2

#### コンパクトで活力とにぎわいのあるまちづくり

生涯を通して多様な選択が可能な生活の場となるように、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりに取り組み、活力やにぎわいのあるまちづくりをめざします。

本市の中心となる鴨島駅周辺においては、立地適正化計画に基づいた居住や都市施設の適切な誘導により、活力とにぎわいを創出し、住みやすく持続可能なまちづくりを進めていきます。

あわせて、地域の特性を踏まえた生活基盤整備を進めるとともに、多様な移住・定住促進施策の推進を図り、生活の場として選ばれる吉野川市をめざします。

### 基本目標

3

#### 地域の個性の発揮と多様な連携を促す快適なまちづくり

人口減少や少子高齢化等の課題に対応し、各地域の活性化を図るため、日常生活拠点の形成により、コンパクトシティ・プラス・ネットワークによるまちづくりに努めます。

各地域の生活拠点の形成に当たっては、地域の個性や特徴を活かしつつ、日常生活サービスの充足を図る等、利便性・快適性の高い空間形成をめざします。

また、公共交通ネットワークの形成等による連携強化を図り、だれもが移動しやすく、歩いて暮らせるまちづくりをめざします。

# まちづくりの理念と目標

## 基本目標

### 4

### まちの魅力を高める美しい自然と景観に囲まれたまちづくり

吉野川や高越山等をはじめとした豊かな自然に囲まれた、安らぎのある生活環境を活かし、住み心地の良いまちづくりをめざします。また、自然環境の保全・活用、地域の様々な魅力ある資源の活用により、観光・交流人口の増加を図るとともに、住む人や訪れる人が吉野川市の魅力を感じるまちづくりをめざします。

さらに、地域固有の産業振興、歴史・文化の継承や創出に努めるとともに、まちの将来を担う子どもたちの地域に対する理解を深めることで、地域への愛着を高め、個性あるまちの創出をめざします。

## 基本目標

### 5

### 災害に強く安全で安心して暮らせるまちづくり

甚大な被害をおよぼす可能性のある南海トラフ巨大地震や吉野川の洪水対策に取り組むとともに、頻発・激甚化する自然災害の被害抑制・軽減に向けて、関係機関との連携を図りながらハード・ソフト両面からの対策を進め、災害に対して強靱なまちをめざします。

また、大規模災害発生時に迅速かつ適切な行動が取れるように、地域の防災体制の強化や情報伝達手段の充実、事前復興の取組等を進めていきます。

## 基本目標

### 6

### だれもが住みやすく、住み続けたいまちづくり

まちづくりの主役である市民の主体的な活動を促すとともに、市民と行政の協働によるまちづくりを進めていきます。

また、計画づくりや計画の実施、計画の評価の各段階における市民の積極的・継続的な参画を促す体制づくりに取り組み、市民が主役となるまちづくりをめざします。

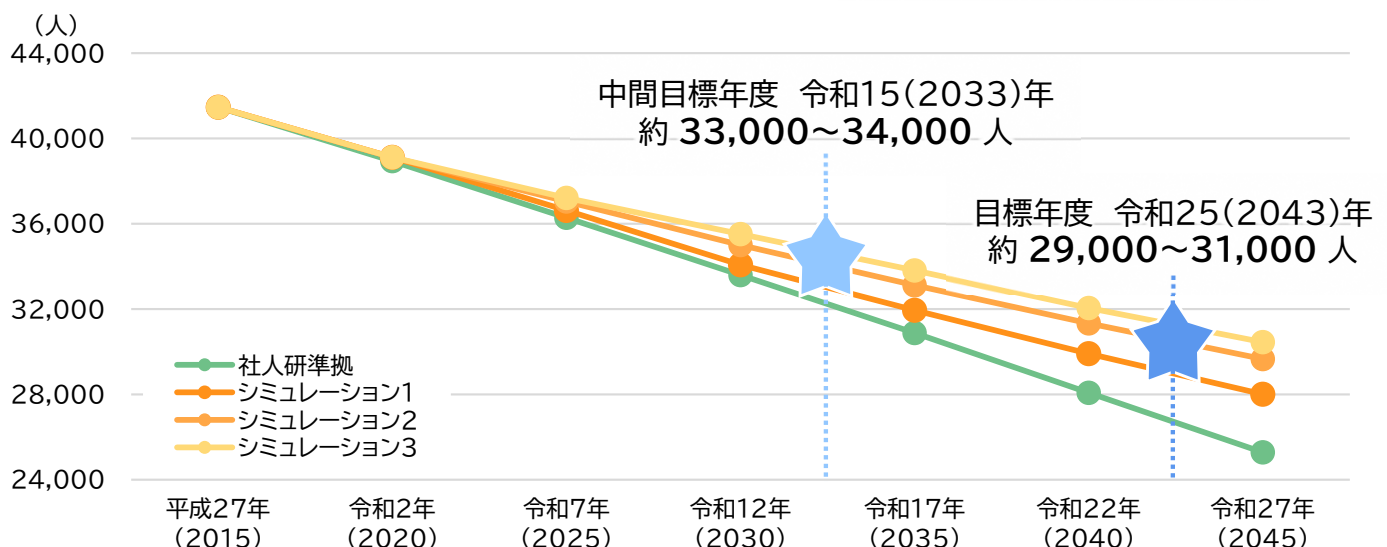
市民一人ひとりがまちづくりに参加し、地域への誇りや愛着を高め、今よりも住みやすく、今後も住み続けたい、住まいの場として選ばれる吉野川市をめざします。

## 将来人口目標

全国的な人口減少社会を迎えているなかで、今後も人口減少を避けて通ることは困難ですが、まちの活力や魅力を高め、人口減少傾向に歯止めをかけることをめざしていきます。

### 目標人口

吉野川市人口ビジョンの目標人口を踏まえ、  
本計画の目標(令和25(2043)年)人口 **29,000~31,000** 人





# 将来都市構造

「まちづくりの基本理念」や「まちづくりの基本目標」の実現に向け、計画的な土地利用と地域資源の保全・活用の基盤となる『エリアの形成』、地域の特色を活かしたまちづくりに向けた『拠点の形成』、市域の一体化と市内外の交流を促す『軸の形成』の視点ごとに方針等を定め、将来都市構造を明確にしていきます。

## エリアの形成

都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等、各種法制度の適切な運用により、市街地、農地、自然地在が調和したまちづくりに努めます。

市街化区域以外の農地については、農地の保全を基本としながら、周辺地域との調和を図りつつ、地域の活性化につながる土地利用を促します。

地域の特性や資源を活かしながら、地域の活力や居住環境の維持・向上をめざし、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現に向けた取組を進めていきます。

## 拠点の形成

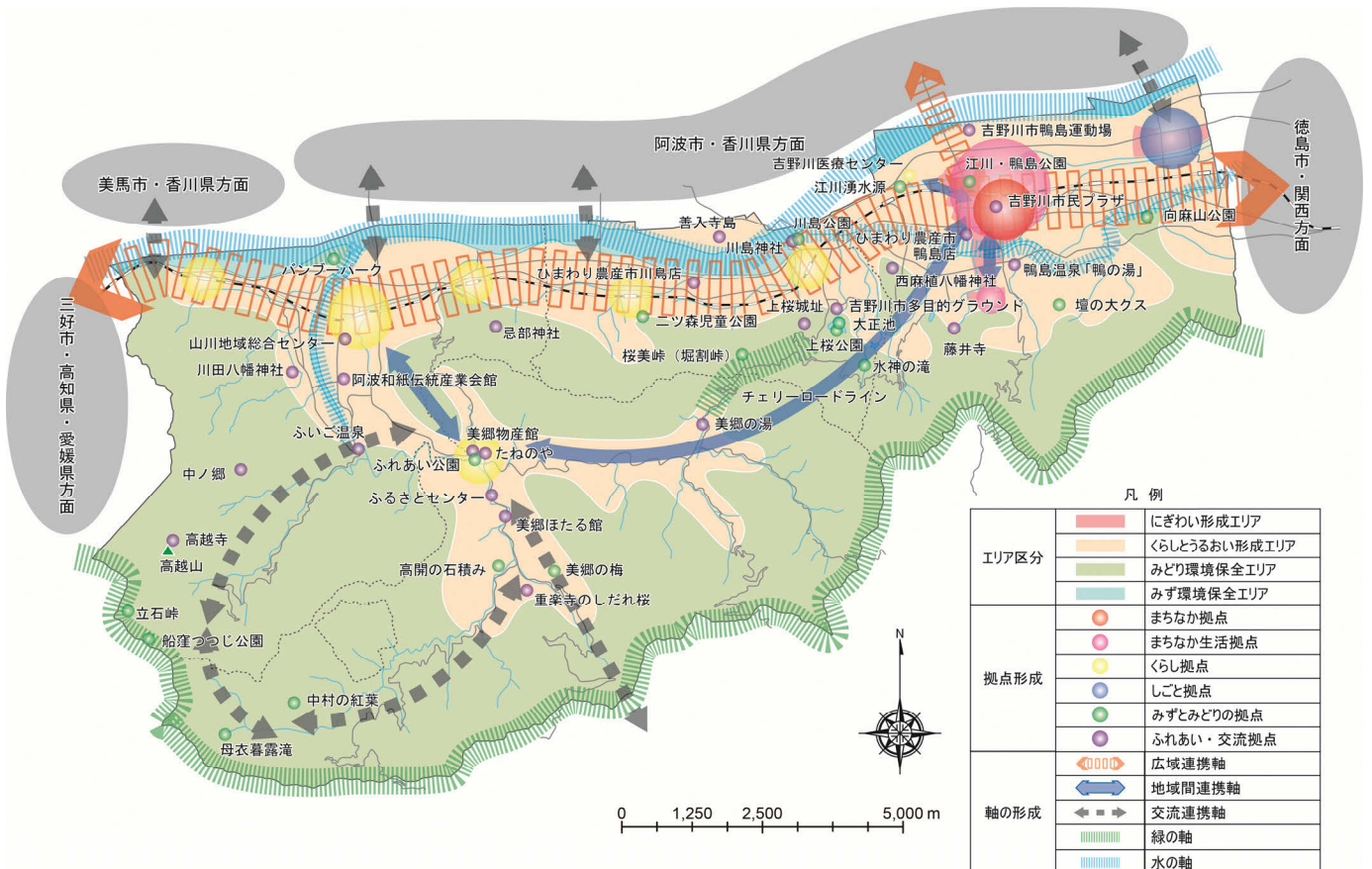
人口減少、少子高齢化への対応として、快適に生活ができる生活範囲を基本としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの都市構造の構築をめざします。

そのため、各地域の中心部における、地域の特色を活かした都市機能や生活拠点の形成を図るとともに、既存の工業集積や観光施設、自然資源等を活かした拠点形成を促します。

## 軸の形成

市内外の骨格となる道路網や公共交通網を広域連携軸として位置づけ、生活・交流基盤としての活用を図ります。また、まちなか拠点やまちなか生活拠点、くらし拠点等を結ぶ道路・公共交通ネットワークの強化を図り、一体的な都市の形成を図ります。

河川や山並み等の連続性を有する自然は、本市を特徴づける貴重な資源として、その保全と活用を図ります。



将来都市構造図

## 1 土地利用の方針



良好な生活環境に囲まれたコンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現をめざします

本市は、一般国道192号沿いを中心に開けた市街地や農地を、吉野川や高越山等の豊かな自然環境が取り囲み、豊かな自然と都市機能が両立した良好な生活環境にあるといえます。

今後、人口減少・少子高齢化が進むなかで、立地適正化計画に基づき、居住や都市機能の維持・集積を促し、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの実現をめざした計画的な土地利用を推進します。

また、市の活性化につながる新たな土地利用については、周辺の自然環境や田園環境へ配慮しながら、適切な規制・誘導を図ります。



## 2 道路・公共交通の整備方針



都市の利便性や活力を支える快適な交通ネットワークの形成を進めます

本市の交通体系は、地域間を結ぶ県道や市道、JR徳島線やバスの公共交通によって構築されています。

市域内外を結ぶ道路・公共交通は、通勤・通学の移動手段や日常サービスの享受等、都市の利便性や活力を支え、コンパクトシティ・プラス・ネットワークのまちの形成において重要な役割を担うことから、関係機関と連携を図りながら、計画的な道路の整備や維持管理、公共交通の維持・充実に努めます。

また、高速交通網へのアクセス利便性の更なる機能発揮に向け、市域内外のネットワークの強化を図るとともに、身近な生活道路の安全性や快適性の向上、災害に強い道路網の形成等、良好な交通体系の構築を図ります。

少子高齢化が進む中で公共交通の役割が高まることから、本市の特性や市民ニーズ等を踏まえて、持続可能な公共交通を検討します。



## 3 公園・緑地の整備方針



市民に親しまれ、安らぎとうるおいを生み出す公園・緑地の整備を進めます

本市の都市計画公園は、総合公園が1箇所(向麻山公園)、街区公園が3箇所(西麻植児童公園、喜来児童公園、呉郷公園)あり、整備率は約4割程度に留まっています。また、江川・鴨島公園や上桜公園、バンブーパーク等、市内の各地に市民の憩いの場、観光資源となる魅力ある公園・緑地が整備されています。

既存の公園・緑地の適切な維持管理やオープンスペースにおける緑化の推進等に努め、市民に親しまれ、安らぎとうるおいを生み出す公園・緑地の充実に取り組みます。

また、市を取り囲む豊かな自然は、市民生活に安らぎとうるおいを与えてくれる空間として、その保全や活用に努め、水や緑を感じられるまちをめざします。

公園・緑地は日常利用のみに限らず、自然災害発生時の避難場所や復旧・復興期の活動拠点等としての活用を見据え、防災機能の確保・強化等を検討します。





## 4 河川・下水道の整備方針



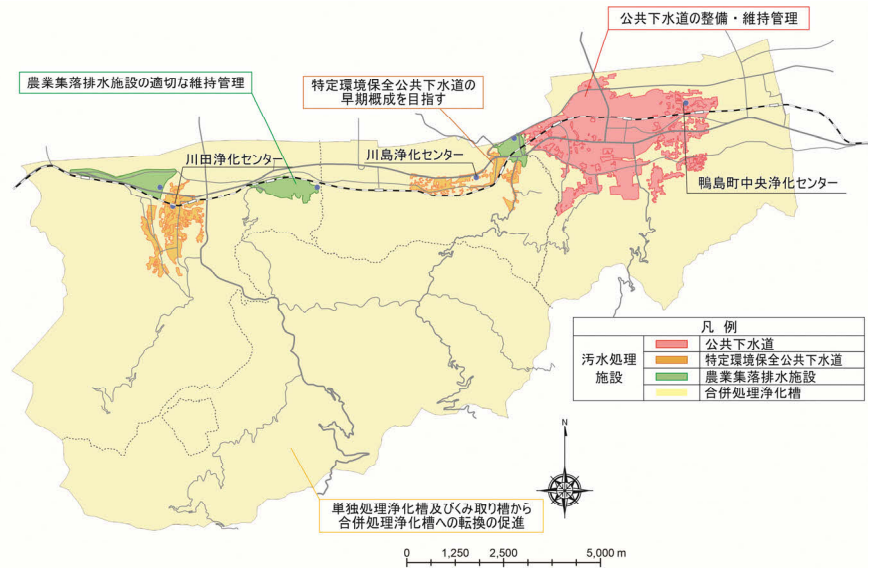
### 総合的な治水対策による安全なまちの形成を図ります

本市では、台風や集中豪雨等による浸水被害が頻発し、市民の生命や財産が危機にさらされることから、治水対策を求める多くの声があり、市内公共下水道や雨水管きよの整備により被害軽減に取り組んでいます。河川改修や水路整備を進めるとともに、総合的な治水対策の推進により、安全なまちの形成を図ります。また、豊かな水辺環境の保全と活用に向け、市民が水に親しむことができる空間整備に取り組みます。

### 衛生的で快適な生活環境の形成に向け下水道の整備を進めます

本市の下水道は、公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設による整備が進められています。

今後も、衛生的で快適な生活環境や水資源の循環型社会の形成をめざし、計画的に下水道整備を進めます。



## 5 その他の都市施設の整備方針



### 市民の生活を支える都市施設の適切な運営に努めます

本市では、都市計画施設として、「都市計画市場：鴨島地方卸売市場」、「都市計画火葬場：吉野川市斎場」が整備されています。

「都市計画ごみ焼却場：(仮称)吉野川市環境センター」は、令和7(2025)年に使用開始を計画されており、整備が進められています。

これらの都市計画施設は、市民生活を支えるものであり、関係機関との連携のもと、適切なあり方を検討します。



## 6 都市防災に関する方針



### 安全・安心が実感できる災害に強くしなやかなまちの実現

本市が直面することが想定される南海トラフ巨大地震の発生確率は、今後30年以内に70～80%であり、また、近年の風水害については、激甚化の傾向にあります。これらの大規模災害への対策が急務となっています。

地震や風水害等の災害に強い都市基盤の整備や、土地利用への防災的視点の導入等、ハード・ソフトの両面から取組を進め、多くの人々が安全・安心を実感できる災害に強いまちづくりをめざします。

また、自助・共助・公助の適切な役割分担のもと、様々な防災・減災対策の推進を図ります。

# まちづくりの基本方針

## 7 自然環境保全に関する方針

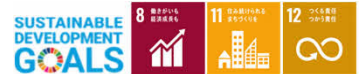


地域の誇りとなる豊かな自然環境の保全・活用を図ります

吉野川や高越山、美郷のホテル等の豊かな自然は、本市を特徴づける貴重な資源として、適切な保全を図るとともに、市民や来訪者に安らぎと癒しを与える空間としての充実に努め、その更なる活用を促進します。



## 8 景観形成に関する方針



市民共有の財産である優れた景観を守り育て、次世代へと継承します

本市は、豊かな自然や特徴的な歴史・文化、にぎわいのある市街地等、様々な景観資源を有しています。これらの優れた景観は、市民共有の財産であるとの認識のもと、景観を守り育て、次世代へと継承します。



# 地域別構想

## 地域区分

地域別構想は、全体構想で示したまちづくりの理念と目標、まちづくりの基本方針を踏まえ、それぞれの地域の現状や課題を踏まえつつ、地域の個性や特性を活かしたまちづくりを進めていくための方針を示すものです。

地域別構想は、旧町村を単位として、4つの地域に区分します。



地域区分図

## 地域別構想の構成

地域別に、地域の概要や住民の意向を整理した上で、地域の将来像を定めています。また、全体構想と整合を図りながら、将来像の実現に向けた地域の整備方針を示しています。





## 鴨島地域

### 地域の将来像

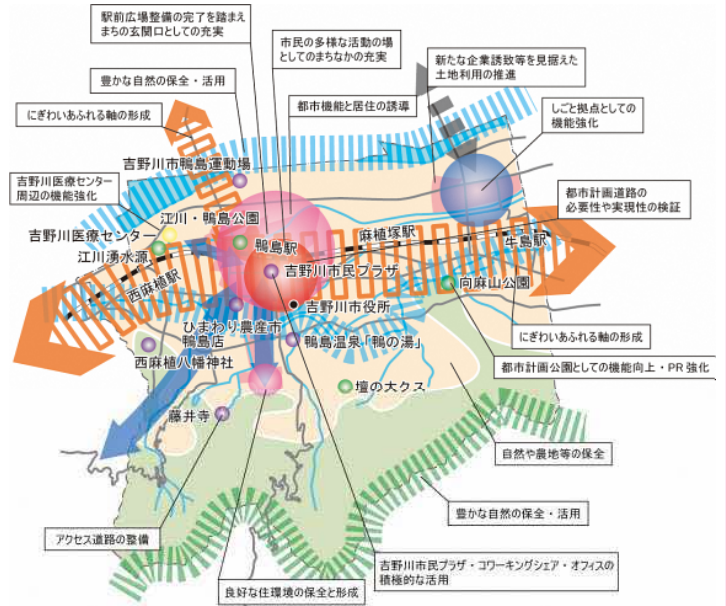
魅力ある都市機能を活かして、  
市民が躍動する自主・自立のまちづくり

○吉野川市及び県央部の拠点として、立地適正化計画に基づき、適切な都市機能や居住等の誘導を図りながら、市民の様々な生活・生産活動の場としての充実をめざします。

○商店街等で行われている市民の様々な活動を活かしつつ、まちづくりと人づくりに取り組み、まちのにぎわいやうるおいの創出をめざします。



### 地域構想図



エリア区分	凡例	軸の形成
にぎわい形成エリア	拠点形成	軸の形成
くらしとろい形成エリア	まちなか拠点	広域連携軸
みどり環境保全エリア	まちなか生活拠点	地域間連携軸
みず環境保全エリア	くらし拠点	交流連携軸
	しごと拠点	緑の軸
	みずとみどりの拠点	水の軸
	ふれあい・交流拠点	

## 川島地域

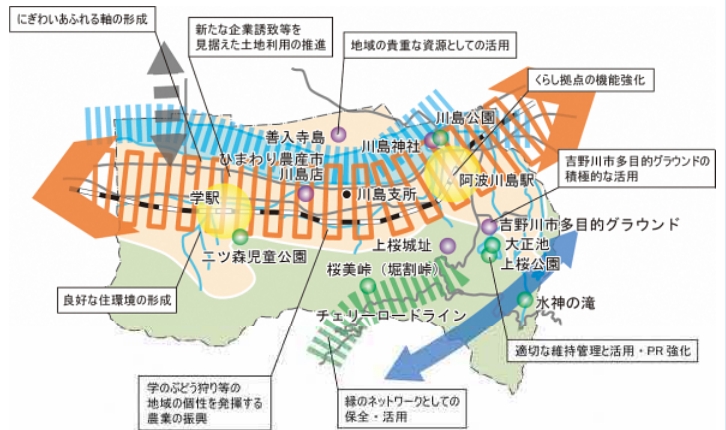
### 地域の将来像

生涯教育・健康のまちとして  
人やまちがキラリと光る川島地域

○本市のなかで、面積が小さな地域であるものの、生涯教育・健康のまちとして取り組んできた地域の個性を活かしながら、存在感を発揮するまちづくりをめざします。



### 地域構想図



エリア区分	凡例	軸の形成
にぎわい形成エリア	拠点形成	軸の形成
くらしとろい形成エリア	まちなか拠点	広域連携軸
みどり環境保全エリア	まちなか生活拠点	地域間連携軸
みず環境保全エリア	くらし拠点	交流連携軸
	しごと拠点	緑の軸
	みずとみどりの拠点	水の軸
	ふれあい・交流拠点	

## 山川地域

### 地域の将来像

高越山の豊かな自然に抱かれた、  
歴史や文化が息づくまち

〇市のシンボルとなっている高越山のふもとに広がる豊かな自然の保全・活用を図りながら、地域で育まれてきた歴史や文化を守り、あらゆる世代が暮らしやすいまちづくりをめざしていきます。

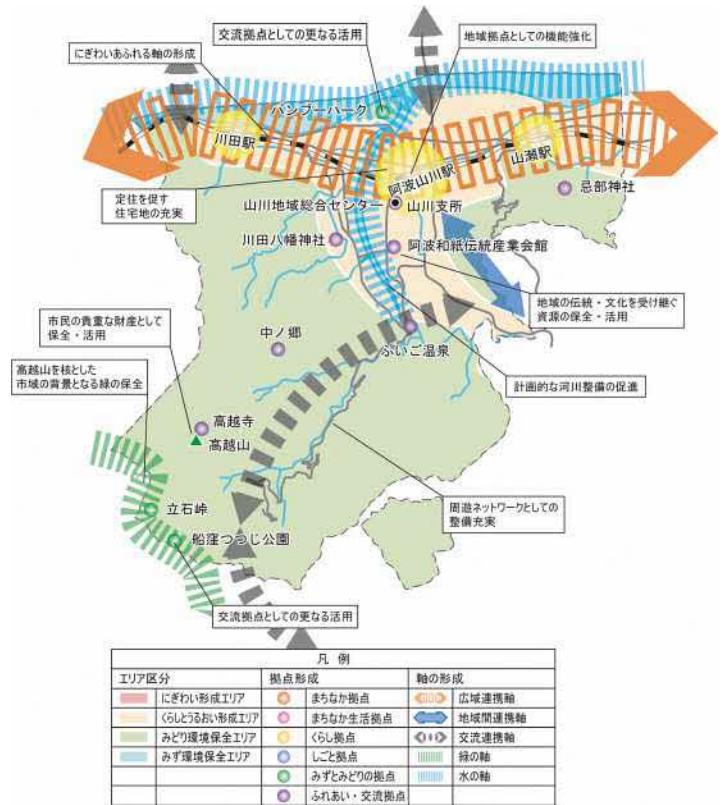


バンブーパーク



川田八幡神社

### 地域構想図



## 美郷地域

### 地域の将来像

ホテル飛び交う千年続くまちづくり

〇市域のなかでも、人口減少・少子高齢化が著しく進むなかで、ホテルの発生地としての豊かな自然環境と、伝統ある人々の生活を守り続け、持続可能なまちづくりをめざします。



美郷のホテル



高開の石積み

### 地域構想図





## 協働のまちづくり

まちづくりの基本理念やめざすまちのイメージ、基本目標等の実現に向けては、市民、まちづくり活動団体やNPO、事業者、行政が協働で進めていくことが不可欠です。

市民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>○まちづくりに対する理解や協力、まちづくりの主役であることを認識し、まちづくりへ積極的な参加</li> <li>○都市計画マスタープランをはじめとする各種計画への意見やアイデアの提供等、まちづくりへの積極的な関わり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業活動等を通じて、地域の産業や経済の発展に貢献</li> <li>○地域住民との信頼に基づいた協力関係を構築</li> <li>○地域の一員として、行政や市民が進めるまちづくり活動へ積極的な参加・協力</li> </ul>
まちづくり団体・NPO	行政(市)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自発的・自主的な活動を基本として、事業者や行政では行うことができない分野及び内容の活動の担い手</li> <li>○それぞれの活動や団体間の連携強化を図りまちづくりに貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民をはじめとする関係者との合意形成を図りつつ、都市計画の決定や変更、道路や公園等の都市施設の整備</li> <li>○住民への情報提供や意向把握、住民主体のまちづくり活動の支援等、まちづくりへの市民参画の仕組みづくり</li> </ul>

## 国や県等の関係機関との連携強化

社会基盤整備をはじめとしたまちづくりの推進にあたっては、国や県等の関係機関との連携が不可欠です。国や県等の関係機関との連携、協力体制の強化を図るとともに、重要性や緊急性が高い事業等については、国や県に対して積極的な働きかけを行い、国・県・市の適切な役割分担のもとでまちづくりを進めていきます。

## 実現に向けた適切な制度・手法の研究と運用

本市が定める都市計画については、本計画に基づき、都市計画の決定、変更を行います。また、必要に応じて地区計画制度等を活用しながら整備の具体化を図ります。

地域地区の指定、見直し

都市施設の整備、維持管理

市街化調整区域における地区計画制度、都市計画区域外における開発許可制度等の活用

## 計画の進行管理

本計画は、長期的な計画であるため、適切に進行管理を行い、社会経済情勢の変化や法制度の改正、上位関連計画の変更、市民ニーズの変化等を踏まえながら、適宜、見直しを行います。

そのため、計画(Plan)を、実行(Do)し、その結果や成果を点検(Check)し、改善(Action)することにより、次の計画(Plan)につなげていく「PDCAサイクル」により進行管理を行います。



PDCAサイクル

